

平成 29 年 2 月 9 日
教育庁指導部

平成 28 年度 東京都公立学校における自殺防止対策

1 学校への周知・徹底の経緯

日 程	事業等名	対 象	実 施 内 容
4 月 4 日(月)	通 知	全公立学校長	入学式・始業式及び新学期における取組の徹底 【別添資料】
4 月 5 日(火)	学校経営支援 センター連絡 都市室課長会	学校経営支援 センター職員 市教委室課長	
	校長連絡会	都立学校校長	
4 月 26 日(火)	特別区室課長会	区教委室課長	
5 月 6 日(金)	スクールカウ ンセラー連絡会	都立高校スク ールカウンセ ラー	自殺防止対策の理解啓発と学校の組織的な取組 の徹底
5 月 18 日(水)	通 知	全公立学校長	自殺対策基本法の一部改正の周知
6 月 9 日(木) ①午前 ②午後 6 月 14 日(火) ③午前 ④午後 【追加実施】 8 月 1 日(月) 8 月 18 日(木)	自殺防止教育 連絡会 【新規事業】	全公立学校 校長(副校長)	自殺防止対策の理解啓発と、校長のリーダシッ プによる学校の組織的な取組の徹底
7 月 8 日(金)	指導部室課長会	区市町村 教委室課長	自殺防止対策の理解啓発と学校の組織的な取組 の徹底
7 月 12 日(火)	通 知	全公立学校長	夏季休業日明けにおける取組の徹底
8 月 25 日(木) ①午前 ②午後	研修・連絡	全公立学校 生活指導主任等	自殺防止対策の理解啓発と学校の組織的な取組 の徹底
8 月 29 日(月)	スクールカウ ンセラー連絡会	小・中・高スク ールカウンセ ラー	
8 月 30 日(火)	通 知	全公立学校長	夏季休業日明けにおける取組の徹底
9 月 5 日(月)	指導主事等 連絡協議会	指導主事・学校 経営支援主事等	学校における自殺防止に向けた取組に関する指 導・助言のポイント
12 月 20 日(火)	通 知	全公立学校長	冬季休業日明けにおける取組の徹底
1 月 27 日(金)	指導部室課長会	区市町村 教委室課長	きめ細かな進路指導による自殺防止対策の徹底

- 上記に加え、都教育研修センターが主催する全ての職層別研修会において、「自殺防止対策の徹底」について、研修を実施

2 平成 29 年度以降の取組

- 不安や悩みを抱える児童・生徒の把握と支援体制の強化
教職員の組織的対応と家庭・地域・関係機関等との連携により、悩みや不安を抱える児童・生徒の状況を早期に把握し、適切な支援を行う。
【方向性】いじめ防止の取組を自殺防止の取組まで拡大
→【取組例】定期的に実施する「いじめ発見アンケート」の視点を拡充等
- 全児童・生徒を対象とした不安や悩みへの対処方法についての指導の推進
小学校低学年から、意図的・計画的に、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方(SOSの出し方)を身に付けさせる指導等を行う。
【方向性】自殺予防教育プログラムの開発(予定)
→【取組例】授業等で活用するDVD教材の作成・配布(予定)

(写)

28 教指企第 29 号

平成 28 年 4 月 4 日

区市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長

冠木 健

(公印省略)

児童・生徒の自殺防止の取組の徹底について (通知)

このことについて、平成 28 年 3 月 15 日付 27 教指企第 1484 号により、学校における取組の徹底をお願いしたところですが、18 歳以下の自殺が春季休業明けの 4 月上旬に増加する傾向を踏まえ、新年度の開始に当たり、改めて貴管下各学校において、下記のとおり、学校組織全体で児童・生徒の自殺防止の取組が確実に行われるよう、指導・助言をお願いします。

記

1 入学式や始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

【児童・生徒に伝える言葉の例】

「悩んでいることや心配なことがあったら、どんな小さなことでも、学校の先生やスクールカウンセラーなど、誰にでもよいので相談してください。学校は、必ず皆さんの力になります。」など

2 年度初めの教職員による一人一人の児童・生徒への丁寧な観察を通して、少しでも気になる様子が感じられる児童・生徒について、管理職をはじめ教職員間で情報を共有するとともに、家庭を訪問するなど保護者等と連携して、当該児童・生徒の状況を確認する。

その上で、児童・生徒のプライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

【児童・生徒に伝える言葉の例】

(誰も見聞きしていない場面で)「元気ないように感じるけれど、悩みや不安があれば必ずあなたを支えるので、安心して相談してください。」など

(別添参考資料)

- 平成 26 年 9 月 8 日付 26 教指企第 736 号「自殺の未然防止に向けた取組の実施について (通知)」
- 平成 25 年 3 月東京都教育庁指導部指導企画課発行「児童・生徒の自殺等の深刻な事態に至らせな
いために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」

【担当】

東京都教育庁指導部 主任指導主事 小寺 康裕

指導企画課統括指導主事 渡辺 浩一

電話 03-5320-6888